

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	北海道 森町		
計画期間 実施期間	H21～H23 H21	総事業費(交付金)	632,414千円(301,149千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法基本方針の主旨に従い、地域農業の発展と振興により地域の活性化に寄与することを目標(地域農産物の販売量の増加)としており適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	活性化計画の区域は、森町農業振興地域整備計画区域としており、また計画策定にあたり森町総合開発振興計画や森町農業基本構想、山村振興計画、過疎地域自立促進市町村計画、半島振興計画との整合性を保つなど、関係計画との連携、配慮、調和をはかっている。また、当町の山村振興計画は平成18年度までの計画となっているため、平成21年度中に新たに策定し直す予定である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	馬鈴薯の生産振興については、平成21年度施政方針において、農林業関係の主要施策として周知がはかられている。あわせて当事業は、地域農業者の実態・動向把握や要望の取りまとめを行った上で推進しており、事業実施主体である新函館農業協同組合においても平成21年度の重点事業として位置付けられている。
事業の推進体制は確立されているか	○	事業実施主体との連携・協力体制の構築と役割分担の明確化を図るなど、推進体制は確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	対象事業は、地域農産物の生産拡大、高品質化及び需要に応じた安定供給を確立させ、新規就農者や後継者の育成、耕作放棄地の解消と集落営農組織の確立などにつながるのと同時に、定住対策の促進による人口確保を目的としており、目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	事業規模や建設工事の施工期間、機械や周辺設備の導入など、早急に事業を実施したいことから実施期間を1カ年とし、事業効果が十分に現れる時期を鑑みたうえで計画期間を3カ年としたが、いずれも、基本方針第4の3⑥及び要綱第3の3で示された基準内であり、適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付限度額を要望額としており、範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新函館農業協同組合が以前に自力で整備した施設も一部あるが、馬鈴薯作付の増加等に伴い入荷・出荷物の保管場所がないことから、現在個選しているものも含めて全量を選・保管できる施設を当事業で新設・導入するものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	馬鈴薯風乾・貯蔵・共選施設38年、馬鈴薯共選機械10年、フォークリフト4年と、耐用年数はおおむね5年以上となっている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	費用対効果分析を行っており、効果の発現は確実と見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、適切に費用対効果の分析を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析による算定結果は1.06となっている。

事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は森地区で生産する馬鈴薯の共選施設と貯蔵・風乾倉庫建設であり、処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)要件類別「16」に該当し、 事業実施主体は新函館農業協同組合であり該当しているとともに 、対象地域についても振興山村・過疎・半島振興対策に該当し五法指定地域となっており、実施要綱等に定める要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は新函館農業協同組合であり、施設・機械等すべて事業実施主体の所有となる。また、目的が特化された専用施設・専用機械であるため、目的外使用のおそれもない。
施設等の利活用の見直し等は適正か	○	導入する施設等については、地域農業者の意向と必要数量に基づいて算定しており、市場の動向に合わせて最大限の利活用を見込んでいる。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○	近隣市町村における類似施設は八雲地区にあるが、処理能力も低く機械の老朽化が進んでいるため、当地区の生産量を処理することは不可能であると判断し、当地区に施設を設置するものである。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	馬鈴薯風乾・貯蔵・共選施設の利用対象者は、馬鈴薯作付者全49戸であり、収穫ははじまる7月から全量を出荷し終える10月までの施設利用を予定している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	当該施設は、事業実施主体の各種農産物集出荷調製貯蔵施設等が現有する敷地内に建設予定であり、既存施設との連携が効率的に図られる。
事業費積算等は適正か	○	必要最小限の施設規模としており、事業費の積算は適正である。
過大な積算としていないか	○	施設については、農業者の意向をもとに生産量を勘案した積算としており、規模の設定は適正である。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	既存施設を含めて総合的に規模を算定し、建設・設備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	スチールコンテナは、風乾・貯蔵するために必要であり、施設内での限定的な利用がなされる。あわせてハイマストフォークリフトは、施設内におけるスチールコンテナの移動・積み上げに必要となるものである。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定場所は、事業実施主体の各種農産物集出荷調製貯蔵施設等が現有する敷地内であり、農業者の利便性や施設の設置目的を勘案しており適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	○	施設用地は、事業実施主体の敷地内に確保済みである。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	事業実施主体の負担となる施設建設費補助残額分については、新函館農業協同組合が一括支払いする。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	事業実施主体である新函館農業協同組合が、責任を持って施設の管理・運営を適正に行う見込みである。
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	事業実施主体において、施設の管理・更新に必要な施設利用料の設定・徴収と、職員・パート等の人員配置が適正に計画されている。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	○	事業実施主体において、高熱水費や賃金等、施設の維持・管理に必要な経費、及び入庫量を勘案した施設利用料や有利な出荷時期・高品質な生産物での販売額などから収支計画が作成されており、適正なものとなっている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。